

軽自動車税

◆納める人

毎年、4月1日現在で以下のものを所有している人

- ☆原動機付自転車 ☆軽自動車
- ☆小型特殊自動車 ☆二輪小型自動車

◆税率

車種	排気量等	税額	
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	
	90cc以下	1,200円	
	125cc以下	1,600円	
	ミニカー	2,500円	
軽自動車	四輪車	乗用自家用	7,200円
		貨物自家用	4,000円
		乗用営業用	5,500円
		貨物営業用	3,000円
	二輪(250cc以下)	2,400円	
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	
	その他のもの	4,700円	
二輪小型自動車	250cc超	4,000円	

◆かからない人(減免・軽減も含む)

☆身体障害者、知的障害者、精神障害者や家族が所有する軽自動車等で一定の要件に該当する場合は、減免されます。

詳しくは、役場税務課までお問い合わせください。

固定資産税

◆納める人

毎年、1月1日現在で、以下のものを所有している人

- ☆土地 ☆建物 ☆償却資産

※償却資産：会社や個人で工場や商店等を経営している人が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品等をいいます。

◆税率

☆税率 1.4%

<税額の計算方法>

税額＝課税標準額(固定資産を評価し、その価格を決定し、その価格をもとに算定されます)×税率(1.4%)

◆かからない人(減免・軽減も含む)

☆免税点(課税の免除)

課税標準額が、土地(30万円)、建物(20万円)、償却資産(150万円)に満たない場合には課税されません。

(町内に同一人が所有する、それぞれの課税標準額に満たない場合です。)

☆新築住宅に対する減額措置

一般の住宅(専用や併用(居住部分が2分の1以上)で、50㎡以上280㎡以下)の1戸建の場合、住居部分の床面積が120㎡分まで、新築後3年度固定資産税が2分の1に減額されます。

国民健康保険税

◆納める人

国保に加入者がいる世帯の世帯主

※国保では、1人ひとりが被保険者ですが、加入は世帯ごとになります。世帯主が国保以外の健康保険に加入の場合でも、世帯の誰かが国保に加入していれば世帯主が納税義務者になります。

この場合、国保税は加入者分のみです。

◆税率

	所得割	加入者の所得に対して
医療分	均等割	8.2%
	均等割	加入者1人に対して20,600円
	平均割	一世帯に対して17,700円
支援分	所得割	1.8%
	均等割	加入者1人に対して4,700円
	平均割	一世帯に対して4,100円
介護分	所得割	1.4%
	均等割	加入者1人に対して5,100円
	平均割	一世帯に対して3,100円

<保険税の決め方>

- 40～64歳の加入者 医療保険分+後期高齢者支援分+介護保険分
- それ以外の加入者 医療保険分+後期高齢者支援分

◆軽減される人

<国保税の軽減>

所得金額が一定の基準以下の世帯は、均等割額と平等割額が軽減されます。

・7割軽減
世帯主とその世帯の国保加入者の所得の合計が、33万円を超えない世帯

・5割軽減
世帯主とその世帯の国保加入者の所得の合計が、33万円+(24万5千円×世帯主以外の加入者数)を超えない世帯

・2割軽減
世帯主とその世帯の国保加入者の所得の合計が、33万円+(35万円×世帯主を含む加入者数)を超えない世帯

・75歳以上の人が後期高齢者医療保険制度へ移り、国保加入者が1人だけになる世帯の場合、医療分と支援分の平等割額が半額になります(5年間のみ)。